

市立四日市病院自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定に基づき、行政財産のうち病院その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地の余裕部分を自動販売機の設置のために貸し付ける場合の取り扱いについて、四日市市公有財産規則(昭和39年規則第39号)その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 第1条に定める事項については、別に定めるものを除き、四日市市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱を準用する。

附則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。